二　造幣局法第十五条第一項第二号に定める金額から前号に掲げる金額を控除した額について第十三条の規定を準用して計算した額

附則第六条及び第七条を削る。

（独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（平成二十五年三月三十一日に終わる事業年度を含む中期目標の期間に係る国庫納付金の納付の特例）

第三条　印刷局法第十五条第一項の規定による国庫納付金で平成二十五年三月三十一日に終わる事業年度を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間に係るものの額は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　印刷局法第十五条第一項第二号に定める金額のうち、平成二十三年六月三日の閣議決定「国家公務員の給与減額支給措置について」及び平成二十三年十月二十八日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」に基づいて減額された給与の額に相当する額

二　印刷局法第十五条第一項第二号に定める金額から前号に掲げる金額を控除した額について第十三条の規定を準用して計算した額

附則第四条及び第五条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十五号

信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年三月二十九日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）を次のように改める。

昭和十五年度	二一・六三三	昭和二十二年度	一六・七八九
昭和十六年度	二〇・八六七	昭和二十三年度	一六・一八七
昭和十七年度	二〇・一二八	昭和二十四年度	一五・六〇六
昭和十八年度	一九・四一三	昭和二十五年度	一五・〇四五
昭和十九年度	一八・七二三	昭和二十六年度	一四・五〇二
昭和二十年度	一八・〇五六	昭和二十七年度	一三・九七八
昭和二十一年度	一七・四一二	昭和二十八年度	一三・四七一
		昭和二十九年度	一二・九八二
		昭和三十年度	一二・二五三
		昭和三十一年度	一一・五六二
		昭和三十二年度	一〇・九〇七
		昭和三十三年度	一〇・二八七
		昭和三十四年度	九・六九八
		昭和三十五年度	九・一四〇
		昭和三十六年度	八・六一二
		昭和三十七年度	八・一一一
		昭和三十八年度	七・六三六
		昭和三十九年度	七・一八六
		昭和四十年度	六・七五九
		昭和四十一年度	六・三五四
		昭和四十二年度	五・九七一
		昭和四十三年度	五・六〇七
		昭和四十四年度	五・二六三
		昭和四十五年度	四・九三七

昭和四十六年度	四・六二七	昭和五十六年度	二・九四四
昭和四十七年度	四・三三四	昭和五十七年度	二・一二二
昭和四十八年度	四・〇五六	昭和五十八年度	一・九六〇
昭和四十九年度	三・七九二	昭和五十九年度	一・八〇五
昭和五十年度	三・五四二	昭和六十年度	一・六五九
昭和五十一年度	三・三〇五	昭和六十一年度	一・五二一
昭和五十二年度	三・〇八一	昭和六十二年度	一・三八九
昭和五十三年度	二・八六八	昭和六十三年度	一・二六五
昭和五十四年度	二・六六七	平成元年度	一・一四七
昭和五十五年度	二・四七五	平成二年度	一・〇三五
		平成三年度	〇・九二九
		平成四年度	〇・八二八
		平成五年度	〇・七三三
		平成六年度	〇・六四二